

# 広島市立新安佐市民病院（仮称）基本設計業務公募型プロポーザル手続開始の公示

平成28年10月28日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

地方独立行政法人広島市立病院機構理事長 影本 正之

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

広島市立新安佐市民病院（仮称）基本設計業務（以下「本業務」という。）

### (2) 契約期間

契約締結の日から330日間とする。

### (3) 選定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を選定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、「広島市立新安佐市民病院（仮称）基本設計業務公募型プロポーザル実施要領」（以下「プロポーザル実施要領」という。）による。

## 2 参加資格

参加表明書を提出できる者は、次に掲げるすべての要件を満たしている設計共同企業体（以下「設計JV」という。）とする。

### (1) 構成員の数が2者となる設計JVであること。

### (2) 各構成員の出資比率は、構成員の代表者（以下「代表構成員」という。）が過半、かつ他の構成員が10%以上であること。

### (3) 代表構成員及び構成員は以下の条件をすべて満たすこと。

ア 契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者に該当しないこと。

イ 平成27・28年度広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務の種類が建築関係コンサルタント業務の「建築一般」で認定されていること。

ウ 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

エ 公示日から受託候補者の選定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは広島市の競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

オ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けたものであること。

カ 広島市立安佐市民病院建替えに係る基本計画策定業務の受託者（株病院システム）又は当該受託者と資本的関係若しくは人的関係がある者でないこと。

### (4) 代表構成員又は構成員のいずれかが、広島市内に本店を有していること。

- (5) 代表構成員及び構成員は、本プロポーザルに参加する他の設計JVの構成員及び協力事務所として、参加していないこと。
- (6) 代表構成員は、平成13年4月1日以降に、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県若しくは市町村が設置する病院又は公的病院（医療法第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院）の整備（300床以上の病院の新築又は診療棟を含む300床以上の病棟建替えに限る。）に関する基本設計を含む設計業務を、元請として受託し、業務を完了した実績が3件以上あること。ただし、設計共同企業体の実績の場合は、代表構成員としての実績に限る。
- (7) 技術者の資格要件は次のとおりとする。
- ア 「広島市立病院機構委託契約約款」（以下「約款」という。）第14条の規定に基づく管理技術者（以下「管理技術者」という。）1名を配置することとし、当該技術者は一級建築士の資格を有する者であること。
- イ 約款第15条の規定に基づく照査技術者（以下「照査技術者」という。）1名を配置することとし、当該技術者は一級建築士の資格を有する者であること。
- ウ 管理技術者の下に、次表の分担業務分野に示す主任担当技術者を各1名配置すること。なお、管理技術者及び照査技術者と各主任担当技術者は、兼務していないこと。また、主任担当技術者は他の分担業務分野の主任担当技術者を兼務していないこと。

分担業務分野	業務内容
意匠	建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造、設備に関する設計をとりまとめる設計
構造	建築物の構造に関する設計
電気	建築物の電気設備、昇降機等に関する設計
機械	建築物の給排水衛生設備、空調換気設備等に関する設計

注) 主任担当技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者としてします。

- エ 意匠の主任担当技術者は、一級建築士の資格を有する者であること。
- オ 構造の主任担当技術者は、構造設計一級建築士の資格を有する者であること。
- カ 電気設備及び機械設備の各主任担当技術者は、一級建築士、建築設備士、技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気、機械で合格し、法による登録を受けている者）又は設備設計一級建築士の資格を有する者であること。
- キ 管理技術者、照査技術者及び意匠の分担業務分野を担当する主任担当技術者は、提出者の組織に所属していること。

### 3 プロポーザル実施要領等の配布方法

プロポーザル実施要領及び提出書類の様式等は、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）のホームページ（<http://www.hcho.jp/>）のトップページの「新着情報」か

らダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない書類を含む。）は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から平成28年11月7日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 配布場所

〒731-0293

広島市安佐北区可部南二丁目1番1号（安佐市民病院内）

地方独立行政法人広島市立病院機構

本部事務局安佐市民病院整備室（以下「安佐市民病院整備室」という。）

TEL 082-815-6792

電子メール hirokikou-honbu@hcho.jp

#### 4 参加申込受付

(1) 申込期間

公示日から平成28年11月7日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 提出場所

前記3（2）に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

#### 5 質問の受付及び回答

(1) プロポーザル実施要領の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から平成28年11月14日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 提出場所

前記3（2）に同じ。

ウ 提出方法

電子メール（Word形式）で提出すること。なお、送信後到達を電話確認すること。また、質問事項がない場合は、質問書の提出は不要。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、参加資格を有すると確認された者全員に文書で送付するほか、病院機構のホームページ（<http://www.hcho.jp/>）へ掲載する。

#### 6 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

参加表明書を提出した日から平成28年12月22日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 提出場所

前記3（2）に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

**7 企画提案に対する審査**

「プロポーザル実施要領」のとおり。

**8 受託候補者の選定**

「プロポーザル実施要領」のとおり。

**9 契約の締結**

受託候補者は、本プロポーザルにおける最優秀者とし、随意契約により契約を締結する。

なお、本プロポーザルにおける最優秀者との随意契約が不調となった場合は、本プロポーザルにおける次点者と交渉とする。